

公 示

「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者
の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用」の一部改正について

九運公第107号

標記について、別紙のとおり一部改正を行ったので公示する。

平成29年 3月16日

九州運輸局長 佐々木 良

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の
法令違反に対する関係通達の解釈及び運用

制 定 平成25年 9月30日 九運公第28号
一部改正 平成28年 6月30日 九運公第14号
一部改正 平成28年11月28日 九運公第53号
一部改正 平成29年 3月16日 九運公第107号

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成25年9月30日付け九運公第27号、以下「乗合の処分基準」という。)及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成28年11月28日付け九運公第52号、以下「貸切の処分基準」といい、以下これらを合わせて「処分基準」という。)並びに「自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準」(平成25年9月30日付け九運公第37号。以下「公表基準」という。)の解釈及び運用について下記のとおり定める

九州運輸局長 佐藤 尚之

記

I 処分基準関係

1. 処分基準1. 通則関係

- (1) 処分基準 1. (1)の勧告又は警告を行うときは、「勧告書」又は「警告書」を発出するものとする。この場合において、「警告書」は「勧告書」より厳しい文章表現とする。
- (2) 処分基準1. (2)に規定する「同一の違反」は、処分基準の別表に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反の多寡にかかわらず同一の違反とする。
- (3) 次のいずれかに該当する場合の処分基準1. (2)における営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。
 - ① 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

- ② 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ③ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ④ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（処分基準1．（15）の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。）により、運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所（以下この号において「従前営業所」という。）が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- (4) 処分基準1．（8）の「相当の注意及び監督が尽くされたことの証明」とは、事業者が平素乗務員に対し輸送の安全性についての訓示を与えたり、関係法令の遵守について指導を行っている程度の事実関係では適用しないものとし、整備管理、運行管理等を総合的に見て判断するものとする。
- (5) 処分基準1．（9）の「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」は、自動車交通部長、自動車交通部次長、首席自動車監査官、自動車監査官及び自動車技術安全部長、保安・環境課長、保安・環境課専門官、保安・環境係長で構成するものとし、設置要領については、九州運輸局において作成するものとする。
- (6) 処分基準1．（15）の「事業の全部若しくは一部の譲渡」とは、道路運送法第36条第1項の規定による認可を要する運送事業の事業の譲渡のほか、運送事業の事業目的のために組織化され、有機的一体として機能する事業用自動車等の財産（運転者との雇用関係その他経済的価値のある事実を含む。以下同じ。）を譲渡することにより、実質的に運送事業を譲渡した場合を含むものとする。
- (7) (6)の実質的に運送事業を譲渡した場合における処分基準1．（15）の「継続性及び同一性を有すると認められるもの」は、次の①又は②の基準を参考とし、かつ、資本及び役員の実態を勘案して判断するものとする。
- ① 譲渡人の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね2分の1以上が譲受人（2以上の譲受人があるときは、当該2以上の譲受人）に譲渡されていると認められる場合
- ② 譲受人（2以上の譲受人があるときは、それぞれの譲受人）の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね2分の1以上が譲渡人から譲渡されていると認められる場合

2. 処分基準2．法令違反に係る点数制度関係

- (1) 処分基準2．（4）②の「所要の措置」とは、処分基準1．（10）による措置その他行政処分の際に受けた指導内容に係る措置をいう。
- (2) 1．（6）及び（7）の規定は、処分基準2．（7）の「事業の全部若しくは一部の譲渡」について準用する。

3. 処分基準3. 自動車等の使用停止処分関係

(1) 乗合の処分基準3. (4)の「処分車両数及び処分期間の配分」については、処分権者が、あらかじめ、処分等の実効性を確保するために必要な最低停止車両数、停止対象となる車両等についての基準（以下「当該基準」という。）を定め、これを公表するものとする。

なお、当該基準には、停止対象の車両の決定基準として以下の①から④を規定し、処分権者が停止対象の車両指定及び停止時期指定を速やかに行うものとする。

また、乗合の処分基準3. (4)に係る停止対象の車両指定は、①、②、③、④の順に該当する車両を指定するものとする。

① 違反事業者の違反営業所等の違反車両

② 違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両（初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

③ 違反事業者の違反営業所等の違反車両と乗車定員が同一の車両（乗車定員が同一の車両が複数ある場合は、初度登録年月が新しい順とする。）

④ 違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両（初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

(2) 処分基準1. (15)を適用して処分基準3. の自動車等の使用停止処分を行う場合は、事前に本省自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。

(3) 貸切の処分基準3. (7)イの「運行管理者が全く不在（選任なし）」について、監査時において、特段の理由（運行管理者の急死、急病等）があり、不在であったとしても、不在として取り扱うものとする。

4. 処分基準4. 事業の停止処分関係

(1) 処分基準4. (1)の事業の停止処分を行う場合には、事前に本省自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。

(2) 処分基準4. (1)②ロの「運行管理者が全く不在（選任なし）」について、監査時において、特段の理由（運行管理者の急死、急病等）があり、不在であったとしても、不在として取り扱うものとする。

(3) 処分基準4. (1)②ハの「著しく遵守されていない」とは、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年国土交通省告示第1675号。以下「告示」という。）の未遵守が1ヶ月間で計31件以上あった運転者が3名以上確認され、かつ、過半数の運転者について告示に規定する拘束時間の未遵守が確認された場合をいう。

(4) 乗合の処分基準4. (1)②ニ及び貸切の処分基準4. (1)②ホの「点呼を全く実施していない」とは、事業用自動車の日常点検の実施又は確認の報告、酒気帯びの有無及び健康状態の確認並びに事業用自動車、道路及び運行状況の報告等の点呼において実施すべき点呼項目が全く実施されていない場合をいう。

(5) 乗合の処分基準4. (1)②ヘ及び貸切の処分基準4. (1)②チの「整備管理者が全く不在（選任なし）」とは、監査時において、特段の理由（整備管理者の急死、急

病等)もなく選任を怠っていた場合をいう。

- (6) 処分基準4.(4)の「改善計画」の様式例は、別添のとおりとする。
- (7) 処分基準4.(7)の規定により7日間の事業の停止処分をした後で、処分基準4.(5)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14日間」とあるのは、「7日間」とする。
- (8) 処分基準4.(9)の規定により3日間の事業の停止処分をした後で、処分基準4.(5)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14日間」とあるのは、「11日間」とする。
- (9) 処分基準4.(8)の規定により3日間の事業の停止処分をした後で、処分基準4.(6)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7日間」とあるのは、「4日間」とする。
- (10) 処分基準4.(9)の規定により3日間の事業の停止処分をした後で、処分基準4.(7)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7日間」とあるのは、「4日間」とする。

5. 処分基準5. 許可の取消処分関係

- (1) 乗合の処分基準5.(1)又は貸切の処分基準5.(1)若しくは5.(2)の許可の取消処分を行う場合には、事前に本省自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。
- (2) 処分基準5.(1)の「改善計画」の様式例は、別添のとおりとする。
- (3) 1.(6)及び(7)の規定は、乗合の処分基準5.(2)②及び貸切の処分基準5.(3)②の「事業の全部若しくは一部譲渡」について準用する。

II 公表基準関係

「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について」(平成14年1月17日付け国自総第415号、国自旅第140号、国自整第138号)公表基準4.(1)による報道機関等への資料提供のうち、一般紙への資料提供については、地域の実情に応じ、違反点数が21点以上の事業者について行うことでもよいものとする。

附 則

1. この基準は、平成25年11月1日から施行する。
2. 処分基準附則2.に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。

附 則 (平成28年6月30日 九運公第14号)

1. この基準は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年11月28日 九運公第53号）

1. この基準は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 貸切の処分基準附則2. に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月16日 九運公第107号）

1. この基準は、平成29年3月21日から施行する。
- 2 平成28年11月30日以前に確認された違反行為については、なお従前の例による。

(別添)

平成○年○月○日

○○運輸局長 あて

○○○○○バス (株)
代表者

改善計画書

今般、当社の事業運営に係る道路運送法及び関係法令違反に基づき予定される行政処分に対して、違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画を策定したので報告いたします。

(違反又は事故の再発防止及び安全確保の具体的方策)

1. 具体的な違法行為改善策
2. 違法行為再発防止策
3. 安全総点検の実施
4. 安全マネジメント体制の導入 (見直し)
5. 運行管理体制の見直し
6. 乗務員に対する研修、指導の徹底
7. 安全性向上に向けた革新技術の導入

(生活交通の確保の具体的方策)

8. 生活交通の確保に係る自己の方策
例：輸送力の増強計画
9. 他事業者の協力等による生活交通の確保に係る方策

(行動計画期間その他)

10. 計画期間
11. 計画の実施に当たっての配慮事項

※ 改善計画書のイメージ